

千葉県文化財保存活用大綱について

令和2年2月19日に開催した千葉県文化財保存活用大綱策定検討会において検討し、素案をとりまとめ、令和2年7月13日から8月12日まで「ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）」により県民の皆さんから御意見を募集し、それらの御意見も参考に、この度、「千葉県文化財保存活用大綱」としました。

【千葉県文化財保存活用大綱のポイント】

○大綱が示す千葉県の文化財保存・活用の将来像

「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。」

○文化財の保存・活用の方針

- ・文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動の強化
- ・継続した調査による保存・活用すべき文化財の把握と指定等の推進
- ・計画的な保存・修理等による価値の維持
- ・文化財の保存・継承への取組の推進と、そのための体制整備
- ・地域連携と県民一人一人が参画する文化財の保存・活用の推進
- ・文化財の観光振興等への活用
- ・県と市町村が優先的に取り組むテーマを定め、連携した取組の推進

※ 大綱で掲げた将来像と方針のもと、県と市町村が連携して計画的な文化財の保存・活用を推進する。

千葉県文化財保存活用大綱概要版

序章

1 大綱策定の背景と目的

改正文化財保護法が平成31年4月1日に施行され、都道府県は「文化財保存活用大綱」（以下、「大綱」）を策定し、また市町村は「文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」）を作成して、それぞれが域内の文化財の保存と活用を主体的に推進するという制度が設けられました。都道府県が策定する「大綱」は、域内における「文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていくうえで共通の基盤となるもの」とされており、市町村の「地域計画」は、「都道府県が策定する大綱を勘案して」作成するものとされています。

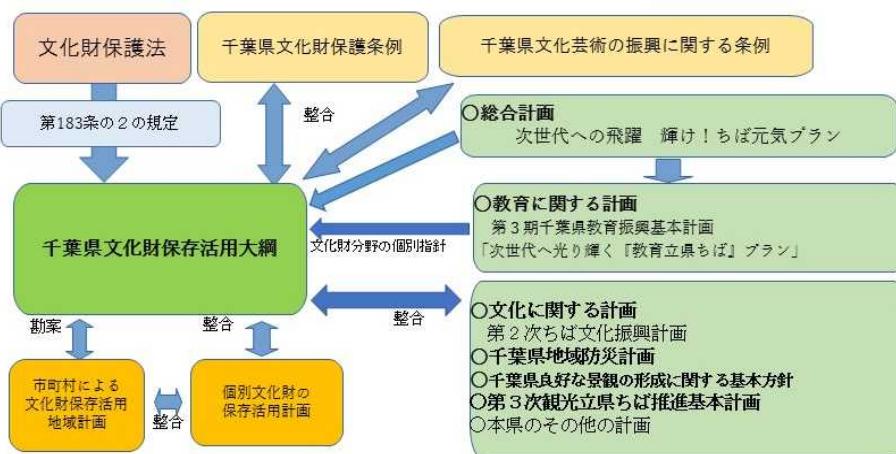
千葉県においては、県北西部では大規模開発が進行し人口が増加しており、文化財について開発と保護の調和が求められていますが、それ以外の地域においては少子高齢化が進んでおり、いずれの地域でも、文化財や伝統文化を継承する地域社会の変容が進んでいます。また、近年頻発する自然災害等により、文化財の損壊のリスクが高まっています。

このような状況を踏まえて、本県の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県・市町村・文化財所有者等はもとより、県全体で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むために、千葉県文化財保存活用大綱を策定します。

2 大綱の位置付け

本大綱は、文化財保護法第183条の2第1項に定める県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱であり、千葉県の総合計画である「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」や教育分野の計画である「第3期千葉県教育振興基本計画 次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」における文化財分野に係る個別指針に位置づけられます。

《本大綱の位置付け》



第1章 文化財の保存・活用の現状

1 文化財の保護制度

千葉県の文化財保護は、文化財保護法及び千葉県文化財保護条例等に基づき行います。

2 千葉県の県土及び地域の特徴と文化財の概要

千葉県は、関東平野から太平洋に向かって突き出た半島で、東西南側を海に囲まれ、北側が河川に面しています。低くなだらかな地形で、温暖な気候が特徴です。恵まれた環境のもと、千葉県には古くから人々が住み、多くの文化財が残されています。

3 千葉県の文化財の特徴と保存・活用の現状

(1) 千葉県の歴史・文化、自然の特徴

千葉県の文化財は、海や川に囲まれた地形と海や川からの恵みにより育まれたもの（貝塚など）、海や川を経て伝播した文化により誕生したもの（漁撈文化など）、鎌倉幕府や江戸幕府との関係等により発展したもの（やぐら、牧跡など）に特徴があります。また、房総半島の成り立ちをよく現わす地形、地層等（屏風ヶ浦など）、海や川に囲まれた立地及び海流等の影響を受けて生息・生育する動物、植物（海浜植物群落など）、房総半島の自然環境の変化の歴史を物語る動物、植物（ミヤコタナゴ、ヒメコマツなど）にも特徴があります。

(2) 千葉県の文化財の保存・活用の現状

千葉県では多様な文化財が指定（国指定 137 件・県指定 557 件）され、また、国史跡（30 件）・国天然記念物（19 件）の指定や、登録有形文化財（293 件）の登録が進んでおり、文化財の保存・活用について着実な成果が見られます。その一方で、文化財所有者等の高齢化や担い手不足、文化財の公開・活用が不十分である点など、文化財の保存と活用について課題があります。また、自然災害等による文化財の被害も頻発化してきています。

第2章 千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像と方針

1 千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像

県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。

2 将来像を達成する上での課題

(1) 保存に関する課題

保存に関しては、所有者等に関連する課題として、文化財所有者の高齢化、担い手不足、財政的弱体化といったことがあります。また行政に関連する課題として、指定文化財の時代や地域ごとの偏りに関すること、専門職員の配置等といった文化財保護体制に関すること、計画的な文化財行政への取組に関すること、地方公共団体や関係団体等の連携に関することがあります。そして防災、防犯や災害復旧に関する課題があります。

(2) 活用に関する課題

活用に関しては、周知・公開に関すること、学校等での普及・活用に関すること、観光振興や防災教育への活用に関すること、文化財の環境整備に関するといった課題があります。

3 保存・活用の方向性と方針

文化財の保存・活用の将来像を達成する上での課題を克服するために、以下の方向性と方針のもと、文化財の保存・活用を推進します。

(1) 方向性

- 県民一人一人が文化財の魅力を知り、主体的に守り伝えます。
- 県・市町村・地域の人々が連携して、価値ある文化財を把握し、保存・継承・活用を図ります。

(2) 方針

- 文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動を強化します。
- 継続した調査を行い、保存・活用すべき文化財の把握に努め、指定等を推進します。
- 計画的な保存・修理等により、価値の維持に努めます。
- 文化財の保存・継承への取組を推進し、そのための体制を整備します。
- 地域連携を推進し、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用を図ります。
- 文化財の観光振興等への活用を推進します。
- 県と市町村が優先的に取り組むテーマを定め、連携して取り組みます。

第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

千葉県の文化財の保存・活用方針に基づき、県、市町村が講ずる措置を示します。

1 文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動

- 博物館・美術館等や学校等において文化財に触れる機会を充実します。
- ホームページ等により効果的な文化財情報の発信に努めます。
- 無形文化財及び無形の民俗文化財の公開の機会を設けます。
- 公開事業等を通してわかりやすい文化財の紹介に努めます。
- 外国語による文化財の普及啓発に努めます。
- 防災教育への取組を推進します。
- 千葉県を特徴付ける文化財の周知の取組を推進します。

2 文化財の調査、把握、指定等

- 継続した調査を実施し、文化財の把握や、記録類の作成に努めます。
- 調査結果を踏まえ、指定等により文化財の保存・活用を推進します。
- 埋蔵文化財の調査・把握・周知に努めます。

3 文化財の保存・修理等

- 文化財の価値を護るため、保存・修理の取組を進めます。
- 補助金等の財政支援や専門的な技術支援を行います。

4 文化財の保存・継承への取組と体制整備

- 文化財所有者に代わる管理責任者制度の活用を図ります。
- 担い手の育成を図ります。
- 防災・防犯対策に努めます。
- 専門職員の配置等体制整備に努め、関係部局、教育機関、関係団体との連携を進めます。

5 地域連携の推進と、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用

- 民間団体等を含む地域連携を促進します。
- 市町村と連携した広域的な文化財の活用を推進します。

6 文化財の観光振興等への活用の取組

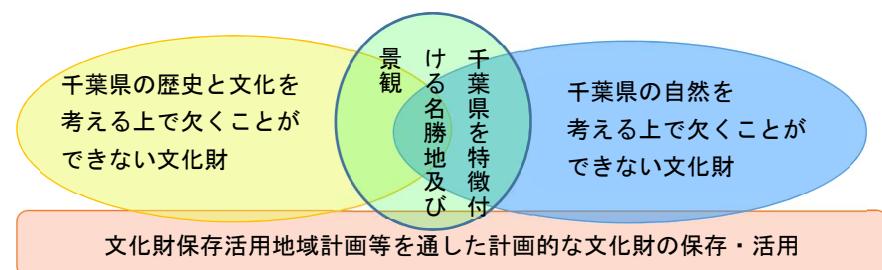
- 観光振興への取組を推進します。
- 活用を図るための文化財及び周辺の環境整備に努めます。

7 県と市町村が優先的に取り組むテーマ

- 千葉県の歴史と文化を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用
- 千葉県の自然を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用
- 千葉県を特徴付ける名勝地及び景観に関する保存・活用
- 文化財保存活用地域計画等を通した計画的な文化財の保存・活用

※ 各市町村は、「千葉県」をそれぞれの市町村名に読み替えて取り組むことが望されます。

«「県と市町村が優先的に取り組むテーマ」のイメージ»



第4章 市町村及び文化財所有者等への支援

1 支援の方針

県は、各市町村がそれぞれの地域の特徴を生かした文化財の保存活用を図ることができるよう、市町村が行う文化財の保存活用に係る事業の技術的・財政的支援を市町村の要請に応じて行います。国指定文化財等に関する業務については、国との連絡調整を行います。また、適切な文化財の保存・活用が図られるよう、文化財所有者、管理責任者、管理団体に対し技術的・財政的支援を行います。

2 支援の内容と取組

- (1) 文化財保存活用地域計画の作成や文化財の保存・活用について指導・助言を行います。
- (2) 補助金等による財政支援を行います。
- (3) 市町村が行う指定候補調査等への技術支援、県が行った調査の情報提供、市町村が実施困難な場合の県による災害確認調査を行います。
- (4) 記念物等の国指定に係る意見具申、現状変更等の手続き、国庫補助事業等に関する国との連絡調整等、国指定文化財に係る国との連絡調整を行います。
- (5) 市町村担当職員への研修の開催、市町村への職員派遣を行います。
- (6) 歴史的建築物の建築基準法の適用除外に関する市町村への支援を行います。
- (7) 都道府県間及び市町村間の連携、関係機関等との連携への支援、ネットワークの構築を行うとともに、連携を図るための各種会議等を開催します。

第5章 防犯・防災及び災害発生時の対応

1 防犯・防災及び災害発生時の対応の方針

文化財の防犯・防災は、日常管理が重要であり、その意識を高め、体制づくりに努めるとともに、防犯・防災設備の充実と定期点検や修理・更新など必要な対策を施します。また、災害発生時には、被害情報の収集から応急処置、復旧への対応など、文化財の保全に努めます。

2 防犯・防災及び災害発生時の取組

県及び市町村は、文化財保護のための防犯・防災対策に努め、日頃からの防犯・防災意識の涵養を図るとともに、防犯・防災施設等の整備・維持を推進します。災害が発生した場合は、人命保護を最優先にしつつ、文化財所有者と行政の連携した情報伝達により、県内文化財の被災状況を集約するとともに、国等との情報共有を図ります。

文化財が被災した場合は、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐとともに、文化財所有者、市町村、県、文化庁の連携を密にし、災害復旧にあたり、国、県、市町村及び民間が連携した救済支援体制の構築を進めます。

第6章 県における文化財の保存・活用の推進体制

県は、文化財保護の主管課である千葉県教育庁教育振興部文化財課をはじめ、県の文化振興、自然保護、広報、観光等の関係部局や、県立博物館・美術館、県立図書館、千葉県文書館といった関連する県の施設と連携するとともに、市町村や関係団体とも協力し、より広い視点からの文化財の保存・活用を推進します。また、推進体制整備のため、専門職員の計画的な採用や配置に努めるとともに専門性を高めるための研修の実施や支援団体との連携強化を図ります。